

平成 16 年 6 月 10 日

各 位

東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 21 号虎ノ門 33 森ビル
イー・アクセス株式会社
代表取締役社長 千本 倅生
(コード番号：9 4 2 7 東証マザーズ)

2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行および 日本国外における株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 10 日開催の取締役会において 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議したほか、当社株式の売出しが日本国外において開始されましたので、それらの概要につき以下の通りお知らせいたします。

記

第 1 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行について

1. 本社債の名称 イー・アクセス株式会社 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本社債の発行価額 本社債の額面金額の 100% (各本社債の額面金額 5,000,000 円)
3. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払込期日および発行日 2004 年 6 月 28 日
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集地域および方法 幹事引受会社(そのうち Deutsche Bank AG London および Goldman Sachs International を共同主幹事引受会社兼ブックランナーとする。)の総額個別買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。ただし、買付けの申込は条件決定日の 23 時 59 分(日本時間の条件決定日翌日 7 時 59 分)までとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2004 年 6 月 23 日までに当社に通知することにより、社債額面金額合計額 50 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。
なお、本新株予約権付社債は JP Morgan Chase Bank, London Branch に預託され、本新株予約権付社債の投資家は、本新株予約権付社債の預託持分を取得する。
 - (2) 本新株予約権付社債 本社債の額面金額の 102.5%

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の発行価格（募集価格）

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数（1株の100分の1に整数倍に当るものに限られ、それ未満の端数は切り捨てられる。）が生じた場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

3600 個および上記 5. (1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数ならびに本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数。

(3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役千本倅生が、当社取締役会の授権に基づき、当社と上記 5. (1)記載の幹事引受会社との間で締結する買取契約の締結日またはその前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）以上の額で、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合、または当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。但し、当社が 2004 年 6 月 10 日以前に付与した新株引受権および新株予約権の行使ならびに当社の 2004 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議に基づいて当社の取締役、監査役、従業員その他の関係者に対して発行される予定である新株予約権の発行については、転換価額は調整されない。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

さらに、新株予約権のうち、本新株予約権付社債の要項に定める会社の支配権の変更事由（以下「支配権変更事由」という。）のうち一定の事情の発生を条件として行使が可能とされているものまたは異なる行使価額で行使が可能とされているものについては、転換価額の調整は、かかる新株予約権の行使が可能となった日に行う。当社が下記 7.(6) に定める繰上償還の実施を本新株予約権付社債の所持人に通知した場合において、当該通知において償還期日として定められた日（以下「償還予定日」という。）が 2004 年 12 月 31 日（以下本号において「基準日」という。）以前であるときには、転換価額は 548,000 円（以下本号において「基準額」という。）へと変更される。また償還予定日が 2005 年 1 月 1 日以降であるときには、転換価額は、当初転換価額と基準額との差額を 14 で除した上で基準日から当該償還予定日までの経過月数（但し、1 ヶ月未満の端数は切り上げる。）を 6 で除した数（但し、1 未満の端数は切り上げる。）を乗じた額と、基準額との合計額へと変更される。

支配権変更事由が発生したことを当社が知った場合、当社は速やかにその知った日時（以下かかる日時を「認識日」という。）から 24 時間以内に受託会社へ通知し、かつ速やかに本新株予約権付社債の要項に定める公告を行わなければならない。かかる場合、転換価額は当該認識日の 10 日後（当日を含む。）から 55 日後（当日を含む。）までの期間においてのみ、当該認識日の終値の 90%へと変更される。但し、転換価額は、当該変更により増額されてはならず、かつ適用される法令に基づき、かかる転換価額では有効に当社の全額払込済みの普通株式を発行することができないような価額にまで減額されてはならない。また、当社は当該認識日後上記期間開始前の期間に取締役会を開催することができ、当該取締役会において、本新株予約権付社債の要項に定める一定の要件を備えた取締役の多数が、発生した支配権変更事由について賛成または支持した場合には、転換価額に関する上記の調整は行われぬ。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払い込みをなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(3) に定める当初転換価額を前提とした本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。

本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記(3) 記載のとおり決定される額とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組み入れない額
- (6) 本新株予約権の行使

転換価額（但し、上記(3)によって調整された場合は調整後の転換価額）から資本に組み入れる額を減じた額とする。

資本に組み入れる額とは、転換価額（調整された場合は調整後の転換価額）に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

2004 年 7 月 12 日から 2011 年 6 月 14 日の銀行営業終了時（行使請求受

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

期間	付場所現地時間)までとする。但し、 当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における 10 営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、 買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。
(7) その他の本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
(8) 本新株予約権の消却事由および消却の条件	本新株予約権の消却事由は定めない。
(9) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金または中間配当金(商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在 9 月 30 日および 3 月 31 日に終了する各 6 ヶ月の期間をいう。)の始めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
(10) 代用払込に関する事項	商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号により、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
7. 本社債に関する事項	
(1) 本社債の発行総額	18,000,000,000 円および上記 5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額、ならびに本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額。
(2) 本社債の利率	利息は付さない。
(3) 本社債の満期償還	2011 年 6 月 28 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。
(4) 買入消却	当社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れることができ、かつ、かかる買入れにより取得した当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。かかる放棄をする場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄する。また、本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れることができ、かつ、かかる買入れにより取得した当該新株予約権付社債に係る本社債を消却のために当社に送付することができる。かかる送付をする場合、当該子会社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄する。
(5) 債務不履行等による強制償還	本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社である J.P. Morgan Corporate Trustee Services Limited が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額(但し、本新

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

株予約権付社債の要項に定めるところにより遅延利息金等が発生した場合には当該利息等を含む。) で直ちに償還しなければならない。

(6) 本社債の繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限度力しなければならない。

- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、上記 6. (6) の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産(以下「受領可能資産」という。)を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること(この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない)。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかつた場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。) 本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

2004 年 6 月 28 日から 2005 年 6 月 27 日まで	106%
2005 年 6 月 28 日から 2006 年 6 月 27 日まで	105%
2006 年 6 月 28 日から 2007 年 6 月 27 日まで	104%
2007 年 6 月 28 日から 2008 年 6 月 27 日まで	103%
2008 年 6 月 28 日から 2009 年 6 月 27 日まで	102%

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2009年6月28日から2010年6月27日まで	101%
2010年6月28日から2011年6月27日まで	100%

130%コールオプション条項による繰上償還

2007年6月28日以降、終値が30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(上記6.(3)に定義される。)の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、下記(10)記載の特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を2007年6月28日または2009年6月28日(以下本号において「償還可能期日」と総称する。)に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書(当該通知は取り消すことができない。)に、当該新株予約権付社債券を添付して、下記(9)記載の支払代理人に預託することを要する。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知が

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- なされた日のうち遅い方の日から 60 日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して下記(9)記載の支払代理人に預託することを要する。
- (7) 本新株予約権付社債の券面の様式 本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券とする。
- (8) 本社債の担保または保証 該当なし。
- (9) 本社債の支払代理人 JP Morgan Chase Bank, London Branch
- (10) 財務上の特約 追加支払および担保提供制限が付される。
8. 上場 本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。
9. 安定操作取引に関する事項については該当なし。

第 2 幹旋人の媒介による日本国外における株式の売出しについて

1. 株式の種類 当社普通株式
2. 売出株式数 未定（売出株式数は、平成 16 年 6 月 10 日または平成 16 年 6 月 11 日のいずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）に 32,699 株を上限に決定される。）
3. 売出価格 未定（売出価格決定日において、本株式の時価、需要動向等諸般の事情を勘案のうえ、決定される。）
4. 売出価額の総額 未定
5. 売出方法 未定
6. 売出人の名称 下記 7 に記載の幹旋人の媒介により売り出す。ただし、買付けの申込は条件決定日の 23 時 59 分（日本時間の条件決定日翌日 7 時 59 分）までとする。
 Capital Partners IV Technology Holdings LLC（総売出数未定）
 Morgan Stanley Dean Witter Capital Partners IV LP（総売出数未定）
 MSDW IV 892 Investors LP（総売出数未定）
 Morgan Stanley Dean Witter Capital Investors IV LP（総売出数未定）
 Morgan Stanley Global Emerging Markets Private Investment Fund LP（総売出数未定）
 Morgan Stanley Global Emerging Markets Private Investors Fund LP（総売出数未定）
 Morgan Stanley Dean Witter Equity Funding Inc.（総売出数未定）
 Carlyle Asia Venture Partners I, L.P.（総売出数未定）
 Carlyle Asia I, L.P.（総売出数未定）
 CIPA Co-Investment, L.P.（総売出数未定）
 GS Capital Partners III, L.P.（総売出数未定）
 GS Capital Partners III Offshore, L.P.（総売出数未定）
 Goldman Sachs & Co. Verwaltungs GmbH（総売出数未定）
 Stone Street Fund 2000, L.P.（総売出数未定）
 Bridge Street Special Opportunities Fund 2000, L.P.（総売出数未定）
 eAccess Holdings L.L.C.（総売出数未定）
7. 引受人の名称 該当なし。但し、Goldman Sachs International の関係会社、Deutsche Bank London AG の関係会社が幹旋人として行為する。
8. 売出しを行う地域 欧州を中心とする日本国外の地域（但し、アメリカ合衆国を除く。）

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

9. 売渡年月日 売出価格決定日から4営業日目の日
10. 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称 今回の売出しにかかる普通株式は既に株式会社東京証券取引所に上場されている。今回の売出しに関連して普通株式を海外の証券取引所に上場する予定はない。
11. その他の事項
- | | | |
|--------------------|---------|------------------|
| (1) 発行済株式総数および資本の額 | 発行済株式総数 | 257,464 株 |
| | 資本の額 | 13,670,490,000 円 |

(注) 当社は新株引受権付社債および新株予約権を発行しているため、発行済株式総数および資本の額は平成16年3月31日現在の数字を記載した。

- (2) 上記7記載の斡旋人は、上記2の売出株式数のうち一部について、日本国内で50名未満の者に対して勧誘を行うことがある。
- (3) 安定操作に関する事項については該当なし。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

[ご参考]

1. 資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

既存の長期借入金の一部返済に充当するとともに、運転資金および当社のブロードバンドネットワークのほか一般的な事業に関連した設備投資資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

金融収支の改善が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、当面ブロードバンドネットワークを中心とする設備投資に資金を充当し、将来の事業展開に備えた安定した財務基盤を確立し、内部留保の充実に重点をおいて企業価値を増大させることにより、株主の期待に応えることを優先すべきであると考えております。但し、株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当も検討する所存であります。

(2) 配当決定に当たりの考え方

当社は平成 11 年 11 月の設立以降、配当を実施したことはありません。但し、上述の通り、配当が可能になった際には、財政状態、利益水準、配当性向等を総合的に勘案し、配当政策を検討することにしております。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況

該当事項はありません。

(4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

当社は 2001 年 9 月 26 日に発行価額の総額 100 億 4,088 万円、発行株式数 83,674 株の B 種優先株式を発行しております。また、新規株式公開にあたり 2003 年 10 月 3 日に発行価額の総額 66 億 9,600 万円、発行株式数 40,000 株の公募増資を、2003 年 11 月 1 日に発行価額の総額 10 億 440 万円、発行株式数 6,000 株の第三者割当増資を行っております。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	-	-	250,000	466,000
高 値	-	-	493,000	610,000
安 値	-	-	236,000	435,000
終 値	-	-	462,000	548,000
株価収益率	-	-	26.4	-

(注)1. 始値および終値は2004年3月期については上場日および期末における株価、2005年3月期については期初および2004年6月9日現在の株価で表示しています。

(注)2. 株価収益率は各期末時点での株価および1株当たりの当期純利益(連結)を基準に算出しています。

以上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。